

平成 26 年度 夏の提案に関する規制改革事項

《大分県》

	関係省との調整状況		備考 (これまでの提案の状況等)
外国人留学生が就職する際の在留資格変更許可の要件緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入管法別表第 1 ・ 上陸基準省令 	<p>【法務省】</p> <p>「在留資格は大学の専攻等で認定」との御提案については受け入れられない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 就職後の活動内容について審査をしない、との趣旨の御提案であれば、いわゆる単純労働者の受入れにつながりかねず、我が国の外国人労働者受入れに関する基本方針に反する。(省庁回答) <p>→留学生が中小企業に就職する場合の入国管理局への提出書類が煩雑であることが主な提案理由であることから、提出書類の簡素化について関係省庁へ検討を要請する。</p>	第 26 次構造改革特区提案 (H26. 11)
職場の研修としての業務について、資格外活動許可を不要とする		<p>【法務省】</p> <p>職場の研修としての業務については、現在も資格外活動許可を取得させるような運用は行っていない。(省庁回答)</p>	第 26 次構造改革特区提案 (H26. 11)
外国人留学生の卒業後の就職活動期間の延長 (1 年→2 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入国在留審査要領 	<p>【法務省】</p> <p>特例措置を認めることは適当ではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 結果的に 2 年という長期の間、外国人にいわゆる単純労働への従事を認めることとなりかねない。(省庁回答) <p>→自治体の関与があることなどを条件に就職活動期間の延長ができないか関係省庁へ再検討を要請する。</p>	第 26 次構造改革特区提案 (H26. 11)